



報道機関 各位

記者発表資料
令和4年8月2日（火）
問い合わせ先：産業展開推進課
課長：馬場
担当：下田
電話：829-1408
内線：4775

中小企業者等を対象にエネルギーコストの節減に資する
設備更新に係る補助を行います

最近の原油価格・物価高騰への対策に加え、将来的な企業体質強化への備えとして、エネルギーコストの節減に資する設備への更新を図ることを目的に、企業活動における資金配分の適正化を支援する補助金について、申請を受け付けます。

1 対象者

市内に事業所を有し、1年以上の事業継続の実績を有する中小企業者等
(個人事業主を含む)

2 対象設備

更新を行う LED 照明機器、高効率空調設備、厨房機器等 ※次ページ参照

3 補助概要

補助率：補助対象経費（設備費、工事費）の2/3以内

補助上限：1事業者当たり500万円

予算額：1億5,000万円

4 申請期間・方法

令和4年9月1日（木）から10月14日（金）まで ※当日消印有効
郵送による申請 ※先着順での受付

5 申請書の配布

令和4年8月8日（月）から

・各区役所情報公開コーナーにて配布

・市ホームページからダウンロード

トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 助成金・補助金 >

「さいたま市原油価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金」について

<https://www.city.saitama.jp/005/001/002/p089608.html>

※補助対象設備

固定費削減効果を耐用年数期間にわたり享受していくため、メーカーにおける現行販売製品を対象とします。

種 別	基 準
LED照明機器	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の蛍光灯式、水銀灯式、又は、白熱灯式照明器具を更新するもの ※照明器具のみの交換等、工事施工費用を伴わない場合は対象外 ・固有エネルギー消費効率が85ルーメン/ワット以上であり、LEDモジュール寿命が40,000時間以上あること
高効率空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・10年以上前に製造された既存設備を更新するもの ・更新する設備は、更新する前の設備と同等の仕様のものに限る ・省エネ基準（トップランナー基準）を達成^{※1}するもの、又は、メーカーが発行するカタログ等で消費電力が既存設備と比較し、15%以上の省エネ改善効果が期待できるもの
厨房機器等	<p>業務用冷蔵庫等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年以上前に製造された既存設備を更新するもの ・更新する設備は、更新する前の設備と同等の仕様のものに限る ・省エネ基準（トップランナー基準）を達成^{※1}するもの、又は、メーカーが発行するカタログ等で消費電力が既存設備と比較し、15%以上の省エネ改善効果が期待できるもの <p>厨房機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年以上前に製造された既存設備を更新するもの ・更新する設備は、更新する前の設備と同等の仕様のものに限る ・既存の高効率ではない業務用厨房機器を高効率業務用厨房機器^{※2}へ更新するもの

※1 省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）に基づいて定められた令和4年9月1日時点で有効の省エネ性能の目標基準の達成率100%以上（トップランナー基準）達成するもの

※2 内炎式バーナ又は火炎角度を内向きにした低輻射バーナを搭載したもの、又は、低輻射型ガス厨房機器（燃焼式の厨房機器のうち、空気断熱構造を有するものに限る。）、又は、電磁誘導加熱方式によるもの